

**強制失踪条約第1回政府報告審査
総括所見フォローアップ分析評価報告書
(仮訳)**

パラ12：委員会は、締約国が本条約第1条2に従って国内法に強制失踪の絶対的禁止を組み込むために必要な立法措置を講じるよう勧告する。

締約国回答

締約国回答は、CED/C/JPN/FCO/1、パラ2から4に記載。

委員会評価

【E】：委員会は、締約国が本条約第1条2に従って国内法に強制失踪の絶対的禁止を組み込むため、委員会が勧告した立法措置を講じることが必要であるとは考えていないことを遺憾に思う。したがって、委員会は、総括所見のパラ12に含まれる勧告を繰り返すとともに、締約国に対し、本条約に基づく義務に従い、これに関して講じた措置について、情報を提供するよう要請する。

パラ14：委員会は、締約国が可能な限り早く、強制失踪を本条約第2条に含まれる定義に従った自律犯罪として、また、本条約第5条に規定される基準に従った人道に対する犯罪として国内法に組み込むことを確保するために必要な立法措置をとるよう勧告する。

締約国回答

締約国回答は、CED/C/JPN/FCO/1、パラ5及び6に記載。

委員会評価

【E】：委員会は、締約国から提供された情報に留意するとともに、締約国が本条約第2条に従って国内の刑事法において強制失踪を定義する必要があるとは考えていないことを遺憾に思う。委員会は、本条約第4条に従い、締約国が本条約第2条に記された定義に適合した形で、強制失踪が自国の刑事法の下において犯罪を構成することを確保するために必要な措置を講ずる義務を負うことを想起したい。委員会は、強制失踪を自律犯罪として犯罪化することは、不処罰に対する重要な予防措置であり、本犯罪の発生を防止する措置であることを強調する。

委員会はさらに、締約国が表明した、強制失踪の広範又は組織的な実行を人道に対する犯罪という固有の犯罪として別途国内法に組み込む必要はないとする

立場を遺憾に思う。委員会は、締約国が本条約第5条に従って、強制失踪の広範又は組織的な実行が人道に対する犯罪を構成することを確保するために必要な措置を講ずる義務を負うことを想起したい。

したがって、委員会は本総括所見のパラ14に含まれる勧告を繰り返すとともに、締約国に対し、強制失踪を以下の犯罪として国内の刑事法に組み込むために講じた措置について、情報を提供するよう要請する。

(a) 本条約第4条に従い、かつ、本条約第2条に含まれる定義に準拠した自律犯罪、

(b) 本条約第5条に従った人道に対する犯罪。

パラ32：委員会は、締約国が以下を保障するよう勧告する。

(a) 自由をはく奪された全ての場所において、自由をはく奪された全ての者が、自由をはく奪されたその時点から弁護士にアクセスでき、かつ、親族、弁護士又は自己が選択した者と遅滞なく連絡を取り、及びその訪問を受け、また当該自由をはく奪された者が外国人である場合には、当該自由をはく奪された者の国の領事当局と遅滞なく連絡を取れること、

(b) 人員の選定のための客観的な基準及びその人員による自由がはく奪された全ての場所への無制限のアクセスの確立、並びに、本条約についての訓練の提供を通じたものを含む、自由がはく奪された場所を訪問するための認められたメカニズムの独立性。

締約国回答

締約国回答は、CED/C/JPN/FCO/1、パラ7から24に記載。

委員会評価

【C】：委員会は提供された情報に留意する一方、締約国が、自由をはく奪された全ての場所において、自由をはく奪された全ての者が、自由をはく奪されたその時点から、弁護士と面接でき、かつ、親族、弁護士又は自己が選択した者と遅滞なく通信し、面会できるとともに、その者が外国人である場合は、自国の領事当局と遅滞なく通信できることを保障するために、総括所見の採択以降に講じたいかなる措置も記述していないことを遺憾に思う。

委員会はさらに、自由がはく奪された場所を訪問するための認められたメカニズムの独立性を保障するためにとられた措置について、情報が提供されていないことに留意する。特に、(a) 自由がはく奪された場所を訪問するための認められたメカニズムの人員の選定のための客観的な基準の確立に向けてとられた方策、(b) 同メカニズムが、自由がはく奪された全ての場所への無制限のアクセ

スを有することを保障するためにとられた措置、また、(c) そのようなメカニズムのために提供された本条約に関する訓練について、締約国は情報を提供していない。

上記を踏まえて、委員会は本総括所見のパラ 3 2 に含まれる勧告を繰り返すとともに、締約国に対し、総括所見の採択以降にこの点に関して講じた措置について、情報を提供するよう要請する。

締約国による追加情報に関する報告の提出期限：2024年11月16日

【参考】締約国によるフォローアップ情報提供に関する委員会の評価基準

A 満足のゆく回答・行動：

締約国は、委員会による勧告の実施に向けてとった重要な行動の根拠を提供した。

B 部分的に満足のゆく回答・行動：

締約国は、勧告の実施に向けた措置をとったが、追加的な情報や行動が必要である。

C 満足のゆかない回答・行動：

締約国より回答はあったが、とられた行動や提供のあった情報に関連性がなく、勧告を実施するものではない。

D 委員会に協力していない：

(数度にわたり) 催促したが、フォローアップ情報が提供されない。

E (提供のあった) 情報やとられた措置が、委員会による勧告に反する、もしくは、勧告の拒否を反映している：

回答によると、とられた措置が、委員会による勧告に反するか、勧告に反する結果を生じさせている、もしくは、勧告の拒否を反映していることが明らかである。